

津別町庁舎等建設審議会公開のルール（案）

- 1 会議は、公開開催とします。
- 2 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分けます。
- 3 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等必要事項を傍聴人受付簿に記入し、事務局職員の指示を受けなければならないこととします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができないこととします。
  - (1) 会議の妨害になると認められ器物等を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) その他、会長が傍聴を不相当と認める者
- 5 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならないこととします。
  - (1) みだりに傍聴席を離れない。
  - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (3) 静粛を守り、私語談笑等をしないこと。
  - (4) 議事に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (5) その他、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならないこととします。ただし、会長が特に認めた場合は、その限りではないこととします。
- 7 会長は、会議の内容に応じ会議を非公開にすることができることとします。
- 8 会長は、会議を非公開としたとき又は傍聴人がこの要領に違反したときは、傍聴人に退場を命ずることができることとします。
- 9 会議は、町HP等により事前に周知するものとします。
- 10 このルールに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定することとします。